**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第363号）**

**〔　府民の声に対する回答決裁文書部分公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和４年11月16日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和３年４月12日、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

　　　　広第1182-3号令和２年７月17日の回答の決裁文書

２　実施機関は、令和３年４月26日、本件請求に対応する行政文書として、令和２年７月17日付け広第1182-3号の決裁文書を特定の上、本件行政文書に個人情報が記載されていることから、条例第13条第１項の規定により、本件行政文書について審査請求人の氏名、住所及び電話番号を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、以下のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

　（公開しない理由）

　　大阪府情報公開条例第９条第１号に該当する。

　　本件行政文書の非公開部分には、申出者の氏名、住所などの個人情報が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

　３　審査請求人は、同年５月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

広第1119号令和３年４月26日の部分公開決定通知書を取り消すとの裁決を求めます。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

　１　審査請求書における主張

私が令和３年４月12日付けで行政文書公開請求書（受付番号第84号）を提出しました。その中で求めたのは広第1182号令和２年７月17日の回答の決裁文書です。

部分公開決定通知書では、公開しないことと決定した部分と、公開しない理由が記載されています。私はなぜ全部公開とならないのか判りません。

私は令和２年１月10日に大阪府知事に質問書を出しています。それ以後、大阪府職員から、不誠実で不適切と思われる対応を受けてきました。そのため、合計で質問書提出を11回、情報公開請求を10回、情報公開請求に伴う審査請求を３回しています。

府職員の対応の一例を書きます。

私は、令和２年12月18日に、担当者の大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課広聴グループ課長補佐のＡさんにお会いして、令和２年10月19日付けで提出した質問書の回答は、１月中旬にするという返事をもらいました。１月に緊急事態宣言が出されたので、私は宣言が解除されるまで待つことにしました。２月末に宣言が解除されました。令和３年４月６日に、偶然でＡさんと電話で話す機会があるまで、その間３ヶ月半は全く連絡はありませんでした。このようにうそをつかれ、ほったらかしにされ、回答そのものも７ヶ月近く経った今もありません。

私は過去の審査請求で、審査請求の理由として府職員の不誠実な対応の結果ですと書いています。今回の場合は、府職員の不誠実でなおかつ恣意的な対応により文書が部分公開になったと思います。なぜなら、今回公開された文書は、公開決定通知書広第1415号令和２年８月18日で全部公開されているからです。このように府職員によって対応が異なるのは、府職員が文書公開を恣意的に実施しているからだと思います。審査会に諮ることにより、府職員が恣意的に文書公開をしていることが判明すると思います。

　２　反論書における主張

（１）私は弁明書を令和３年７月９日に受け取りました。行政文書公開請求で全く同じ公開文書が１通は全部公開、１通は部分公開となっている事を弁明しています。公開文書の処理は明らかにおかしいはずです。弁明の理由では、一方は間違えてましたが、訂正しましたので問題がないとしています。これでは恣意的にどのような処理も可能になります。このような現状を審査会は良しとしているのでしょうか。恣意的な処理が発覚したり、ばれた時は「すんまへんな」で済ますように、大阪府の処理要領や規則はなっているのでしょうか。私はそんないい加減な事はないと思っていますが、実際の大阪府の対応はこのようになっているのが現実のようです。そして、規則等で動いているはずの府職員が、好き勝手に行政の処理をしている事になります。同じ行政文書公開請求で結果が違っているのは、府職員が恣意的な処理をしている事を証明していると思います。この部分の検証は絶対に必要だと思います。

（２）私はこの反論書を書く事になった弁明書以外に、２通の弁明書を受け取っています。弁明書、広第1301号、令和３年７月２日では、弁明の理由で行政文書公開請求で、私が求めているものを府職員が勝手に判断し、文書は不存在として問題がないとしています。私の事は全く無視です。私はその事に対しても、反論書で明確な根拠を示したうえで、府職員の恣意的な対応を指摘しています。

（３）弁明書、広第1302号、令和３年７月２日では、弁明の理由で行政文書公開請求で、私が求めているものに対応する行政文書を作成していない事から、文書は不存在としています。これに対しても、反論書で明確な根拠を示したうえで、府職員の恣意的な対応を指摘しています。

（４）ここまでの記述で判るように、府職員の対応や処理が妥当だとすれば、大阪府は府民に対してないがしろにしようが、ばかにしようが、恣意的に処理しようが問題がないと認めているようなものです。規則などあってないようなものです。私が府知事に出した質問書を、半年以上も無視するような事もその一環でしょう。大阪府の行政は間違っています。そのような事を是正するために、審査請求という制度があると私は思っています。審査会は府民に代わって府政を良くするために動いてくれる組織だと思います。弁明書の最後に書かれている結論に、疑義を抱く府民がそれを検証する事は多分、不可能です。その検証部分を審査会に担って欲しいと思います。しかし、審査会が第三者の立場ではなく、「大阪府の犬」となっているとすれば、大阪府民にとってこれほど悲しいことはありません。審査会の皆様には立派な気概を持ち、存在価値を示し、前記のような事はないと証明されるのを心から願っています。

　３　口頭意見陳述書における主張

　　　同一文書を部分公開にしたり、全部公開にしたりする大阪府職員の対応が、法令や規則等でどのように規定されているか具体的にはっきりして下さい。そして、それにもとづいた対応になっているかを判断してください。そうでなければ、大阪府職員が恣意的な運用をしてもいいことになってしまいます。

　　　その余の主張は、別紙のとおり（掲載省略）。

**第五　実施機関の主張要旨**

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

　１　弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明書における主張

（１）本件の経過

１　令和３年４月12日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第６条の規定により、広第1182-3号令和２年７月17日の回答の決裁文書を求め、本件請求を行った。

２　同年４月26日、実施機関は、本件決定を行い、審査請求人に通知した。

３　同年５月14日、審査請求人は、本件決定を不服として行政不服審査法第２条の規定により、本件審査請求を行った。

（２）弁明の理由

令和３年４月26日付け広第1119号による部分公開決定は、条例第６条の規定に基づく請求に対し、条例第９条第１項に該当する箇所を除き、適法かつ妥当に決定されたものである。

なお、審査請求人が審査請求の理由としている令和２年８月18日付け広第1415号で公開決定した行政文書は、当該公開決定が誤っていたことから、実施機関においてその全部を取り消し、令和３年７月１日付け広第1300号で改めて部分公開決定をしている。

（３）結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

　３　実施機関説明における主張

　　　審査請求人は、本件請求とは別に、令和２年８月３日付け行政文書公開請求において、「実施機関が同年７月17日に作成した議事録稟議書等の文書」の公開を求めた。実施機関は、対象文書は同日付け広第1182-3号により作成された決裁文書（以下「本件文書」という。）であると特定し、審査請求人の氏名、住所及び電話番号が記載されていたが、本件請求の請求者が審査請求人であったことから公開しても問題ないものと思い違いをし、同年８月18日付け広第1415号により公開決定を行った。

　　　審査請求人は、本件請求において「広第1182-3号令和２年７月17日の回答の決裁文書」を求めたところ、対象文書は、本件文書と同一であった。実施機関は、本件請求に対しては、本件文書に請求者の氏名、住所及び電話番号が記載されているところ、これらは条例第９条第１号の個人情報に該当することから非公開相当であると判断し、令和３年４月26日付け広第1119号により、部分公開決定を行った。

実施機関は、この時点で、令和２年８月18日付けの公開決定が条例に反していることに気づいたため、当該決定を取り消し、審査請求人に事務の誤りを説明した上で、請求者の氏名、住所及び電話番号を非公開にして、令和３年７月１日付け広第1300号により部分公開決定を行った。

　　　審査請求人は、対象文書が同じであるにもかかわらず、公開あるいは部分公開という対応が異なるところ、本件請求に対して公開決定ではなく部分公開決定を行ったことは恣意的な判断であるとして審査請求をしているが、本件請求に対して条例第９条第１号を適用し、本件文書に記載されている審査請求者の氏名、住所及び電話番号を非公開としたことに違法、不当な点はない。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　審査請求人は、本件請求に対して部分公開決定により公開された文書は、過去に同じ文書が全部公開されているのであるから、本件請求に対して恣意的な判断を行ったと主張する。

　　実施機関は、対象文書に記載された審査請求人の氏名、住所及び電話番号は、条例第９条第１号の個人情報に該当するため非公開にしなければならないものであり、本件決定に違法、不当はないと主張する。

　　争点は、同一文書について、当初は公開決定をしていたにもかかわらず、本件請求では部分公開決定をしたことが妥当かということと、審査請求人の氏名、住所及び電話番号を非公開としたことが妥当かという二点である。

　　一点目の争点について、実施機関は、当初の公開決定で条例第９条第１号に該当する公開禁止項目を公開していたが、本来、公開禁止項目を公開するべきでないことは言うまでもない。同様に、本件請求時においても条例第９条第１号に該当する公開禁止項目は公開するべきではないため、部分公開決定をしたことは条例に照らして妥当である。

　　二点目の争点について、情報公開請求は知る権利を保障するものであるが、個人の尊厳の確保、基本的人権尊重のためにプライバシーを最大限保護するべく、条例第９条第１号は、個人情報に係る公開禁止を定めている。

　　個人情報とは、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報で特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであり、対象文書に記載された審査請求人の氏名、住所及び電話番号は、個人識別情報に該当し、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるから、条例第９条第１号の適用を受けて公開が禁止されるため、非公開としたことは妥当である。

３　結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

４　付言

審査請求人は、反論書において「府職員の対応や処理が妥当だとすれば、大阪府は府民に対してないがしろにしようが、ばかにしようが、恣意的に処理しようが問題がないと認めているようなものです。規則などあってないようなものです。私が府知事に出した質問書を、半年以上も無視するような事もその一環でしょう。大阪府の行政は間違っています。」と主張し、当該主張は、実質的には行政の対応への不満である。

審査請求人は、口頭意見陳述においても、その大半において行政の対応への不満を主張している。

　　　しかし、審査請求は、行政文書公開請求に対する決定の内容について、条例に照らして違法、不当がないかを審査し、もって請求者の権利利益の救済を図るものであり、行政の対応の当、不当を審査するものではないことを付言する。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　丸山　敦裕、島尾　恵理、荒木　修、小谷　真理